

令和6年度三芳町コンプライアンス推進計画

三芳町では町民に信頼される町政を確立することを目的に、平成25年4月1日に三芳町コンプライアンス条例が施行されました。三芳町コンプライアンス条例では、法令等の遵守はもちろん、職員一人一人が高い倫理観を持って創造的かつ主体的に職務を遂行することが求められています。そのために、本年度も昨年度に引き続き本計画に基づいて庁内においてコンプライアンス体制を構築していくための施策を実施していきます。

本計画の目的

三芳町コンプライアンス条例第11条に基づき本計画を定めます。

職員一人一人が三芳町コンプライアンス条例の趣旨を理解し、町政に携わることを目的としています。

また、今年度の計画遂行のスケジュールは別紙1のとおりとします。

計画の内容

①職員の意識改革

- (1)法令遵守、倫理向上等のための研修
- (2)自己の職務を点検、評価及び改善させる自主点検調査の実施
- (3)コンプライアンスの定着度を調査する職員意識調査の実施

②庁内のコンプライアンス推進体制

- (1)コンプライアンス委員会の設置
- (2)運用状況の公表

③コンプライアンス条例に関する諸制度の職員への周知

- (1)不祥事件
- (2)公益通報制度
- (3)不当要求行為への対応
- (4)働きかけの対応

①職員の意識改革

(1)法令遵守、倫理向上等のための研修

コンプライアンス条例が施行され 11 年が経ち、職員自主点検、職員意識調査の結果から職員のコンプライアンス意識は向上していますが、住民の期待に応えるためには、職員一人ひとりが高いコンプライアンス意識を持ち続けながら業務にあたっていくことが重要です。今後更なる意識向上を図るため、定期的に研修を実施し、コンプライアンスに対する理解度と定着度を深めていく必要があります。

そこで、職員のコンプライアンス意識を醸成し、倫理観の高い組織づくりを目指すため隔年で研修を実施していきます。特にコンプライアンス基本方針、職員の倫理原則、行動原則を踏まえての職員倫理規程、職員の行動原則等について、職員への周知徹底を図ります。

また、新規採用職員に対しては、条例の存在を知らしめるとともに、町職員としての日々の業務においてコンプライアンスを意識する必要があるため、毎年度研修を実施します。

(2)自己の職務を点検、評価及び改善させる自主点検調査

別紙2の自主点検調査表を用いて、年に1度職員が自主点検をする機会を設けます。年末に自主点検調査を実施いたします。

(3)コンプライアンスの定着度を調査する職員意識調査

別紙3のコンプライアンス職員意識調査表を用いて、年に1度このコンプライアンス条例の定着度を測る調査を実施いたします。

時期としては(2)の自主点検調査と同時に実施し、この調査により職員にどの程度コンプライアンスが定着したかを明らかにし、来年度以降のコンプライアンスの推進に役立てていきます。

②庁内のコンプライアンス推進体制

(1)コンプライアンス委員会の設置

庁内のコンプライアンス体制を推進するために、外部委員からなるコンプライアンス委員会を設置しました。コンプライアンス委員会は、本コンプライアンス条例の要となる機関であり、このコンプライアンス委員会を中心として、庁内のコンプライアンス体制の推進をします。

コンプライアンス委員は全て法律等に関する有資格者です。外部の専門的な視点から町のコンプライアンス体制に対し、助言等していただき、庁内のより良い体制を構築していきます。

(2)運用状況の公表

条例第37条に基づき本条例の運用状況(不祥事件、公益通報、不当要求行為、働きかけ)を毎年度住民に公表いたします。

③諸制度の職員への周知および適切な運用

庁内のコンプライアンス体制を確立するため、コンプライアンス条例に基づく下記諸制度の周知及び適切な運用に努めてまいります。

(1)不祥事件

不祥事件が発生した場合の対応について職員への周知を図ります。

実際に不祥事件が発生した場合には、コンプライアンス条例の規定に則り対応をいたします。

また、不祥事件が起きた場合のマスコミなどへの公表基準を定め、その公表基準に従い適切に対処してまいります。

(2)公益通報制度

庁内において公益通報制度の周知を図ってまいります。特に外部の法律の有資格者であるコンプライアンス委員に通報できることを明確にし、制度の周知を図ってまいります。

公益通報制度の運用に関しては、公益通報者の秘匿を第一とし、運用してまいります。

(3) 不当要求行為への対応

不当要求行為に関しては、町として委員会を設置し組織的に対応することを職員一人一人に周知し、不当要求行為に応じない体制を構築していきます。

不当要求行為が行われた場合においては、コンプライアンス条例の規定に則り、不当要求行為等対策委員会を設置し、組織的に対応していきます。

(4) 働きかけへの対応

働きかけに関しても、不当要求行為と同様に町として組織的に対応することを職員一人一人に周知し、働きかけには、法令等に基づき対応する体制を構築していきます。

また、働きかけの対応の仕方などについて、再度イントラ等を通じて確認するとともに、働きかけがあった場合は適切に報告するよう、周知していきます。

令和6年度コンプライアンス推進計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<div data-bbox="103 344 403 429" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新規採用職員に対する 研修の実施 </div>					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
<div data-bbox="132 874 468 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 職員研修の実施 コンプライアンス条例に基 づく職員研修の実施 </div>		<div data-bbox="819 874 1238 1023" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 条例の浸透具合のチェック 職員自主点検調査、コンプライア ンス職員意識調査の実施 </div>			<div data-bbox="1850 1082 2152 1268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 運用状況の公表 コンプライアンス条例第 37条に基づく運用の公 表 </div> <div data-bbox="1850 1278 2152 1370" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> コンプライアンス 委員会の開催 </div>

三芳町コンプライアンス 職員自主点検

(セルフチェックシート)

本自主点検は、平成25年4月1日に施行された三芳町コンプライアンス条例に基づき全職員を対象に実施するものです。本自主点検は、現在の自らの業務への意識や進め方を改めて振り返り、今後の業務に活かし、改善することを目的としています。

各質問については、該当する項目に○をつけてください。

回答につきましては点数化し、自らコンプライアンスを自主点検する仕組みとなっています。

1～43の質問項目に関しましては、全ての職員が回答してください。

44～60の質問項目に関しましては、主幹以上の管理職のみが回答してください。

回答後、以下の得点表をもとに全ての項目を足し上げて点数化してください。

連番	質問項目	はい (該当なし)	どちらかといえははい	いいえ
1	日常の業務の中に法令違反となるものはない。	2	0	-5
2	どのような行為が職権濫用、収賄、詐欺、背任、横領など職務関連犯罪に該当するかを理解している。	2	1	-2
3	全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を遂行している。	2	1	-2
4	勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識して行動している。	3	1	-2
5	業務に当たっては、高い目的意識をもって主体的かつ意欲的に業務を遂行している。	4	2	0
6	常に自らの業務を住民に説明できるようにしている(住民への説明責任を果たしている)。	4	2	-2
7	住民に対して、法令、条例、最新の判例、行政実例等を熟知し対応している。	4	2	0
8	法令を遵守しながらも、社会情勢や住民の要請等を反映した機動的な対応を心掛けている。	4	2	0
9	定期的に自らの業務のやり方を見直し、常に効果的かつ効率的な業務の遂行を心掛けている。	4	2	0
10	判断が難しい業務の処理にあたっては、上司や組織的な決定に従い、勝手な思い込みで処理していない。	2	0	-2
11	会議等組織的決定については、会議録等公文書を作成、上司に稟議し、適切に保管している。	3	0	-2
12	申請に係る許可、認可等の手続においては、許可、認可等までの標準処理期間など行政手続法や行政手続条例の内容を理解している。	4	2	0
13	個人情報ファイルは、第三者に見られたり、紛失することのないよう適切に管理している。	2	0	-5
14	業務に必要な個人情報を取得していない。	2	0	-2
15	個人情報を業務目的以外に利用したり、第三者へ提供していない。	2	0	-5
16	公文書は、ファイリングシステムに基づき、紛失することのないよう適切に管理している。	2	0	-2
17	個人情報ファイルや公文書を自分の机の中に保管していない。	2	0	-2
18	住民に対応する時は、身だしなみ、言葉づかい、尋ね方等に気をつけている。	2	0	-2
19	職務中は身分証明書を携帯し業務を遂行している。	2	0	-2

20	業務上知り得た秘密を家族や友人にしゃべったりしていない。	2	0	-5
21	差別的な言動を行っていない。	2	0	-5
22	業務時間中に、上司の許可も得ずに長時間離席をしていない。	2	0	-2
23	自分にとって職員倫理規程に基づく利害関係者はどういう者なのか理解している。	2	1	0
24	利害関係者にあたるか否か、利害関係者との行為が許されるか否かなどの疑問を上司に相談することができる。	2	1	0
25	利害関係者から金品や便宜の供与を受けたりしていない。	2	0	-5
26	利害関係者以外であっても住民から疑惑や不信を招くようなことはしていない。	2	1	0
27	(相手が嫌がるのに)卑猥な冗談を交わしたり、性的な話題でからかったりすることはない。	2	0	-2
28	(//)食事やデートに執拗に誘ったりすることはない。	2	0	-2
29	(//)意識的に異性の身体に触ったり、もたれかかるような行為をしていない。	2	0	-5
30	(職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、)部下や同僚を激しく叱責することはない。	2	0	-2
31	(//)部下や同僚の話を無視することはない。	2	0	-2
32	(//)部下や同僚の人格を否定するような発言をしていない。	2	0	-2
33	(//)サービス残業、休日出勤を強要することはない。	2	0	-2
34	(//)短時間のうちに処理不可能な膨大な業務を指示することはない。	2	0	-2
35	会計処理にあたっては、公金であることを理解し、適正な会計処理をしている。	2	0	-5
36	許可を得ずUSBやCD-ROM等を用いて業務上の情報をパソコンから持ち出していない。	2	0	-2
37	業務時間中に、業務には全く関係ないサイトを閲覧していない。	2	0	-2
38	パソコンやネットワークなど町が保有する情報資産にソフトやアプリケーションをダウンロードしていない。	2	0	-2
39	私物のパソコンを職場内に持ち込み、ネットワークにアクセスしたり、業務を処理していない。	2	0	-2
40	不当・不正な要求には、毅然とした態度で対応し、相手の要求をのんだり、了解したりしていない。	2	0	-5

41	不当・不正な要求があった場合、すべて上司に相談することができる。	2	1	-2
42	働きかけに対して、その場で、相手の要求をのんだり、了解したりしていない。	2	0	-5
43	働きかけがあった場合、すべて上司に相談することができる。	2	1	-2
それぞれ合計してください。		□ / 100	□ / 20	□ / -100
トータル点数(すべてを合計してください。)		点		
以下は、主幹以上の管理職がお答えください。				
44	コンプライアンス基本方針を把握しており、部下職員に対し、必要な指導・助言ができる。	2	1	-2
45	職員の倫理原則・倫理規程を把握し、部下職員に対し、必要な指導・助言ができる。	2	1	-2
46	職員の行動原則を把握し、部下職員に対し、必要な指導・助言ができる。	2	1	0
47	法令等の遵守及び倫理の保持のため、部下職員に対し必要な指導及び助言ができる。	2	1	-2
48	所管する業務を進めるにあたっては、年度計画を立て、計画的に遂行している。	2	1	0
49	所管する業務を定期的に点検及び評価をし、業務のリスクを把握するとともに、業務の実効性のある遂行方法を検討し、常にその改善を図っている。	2	1	0
50	業務改善により部下職員の職務の負担軽減、業務量の均衡等を図っている。	2	1	0
51	職員相互が自由闊達な意見交換により情報を共有できる良好な職場環境の構築に努めている。	2	1	0
52	コンプライアンスマニュアルを把握しており、部下職員に対し、必要な指導・助言ができる。	2	1	-2

53	職権濫用、収賄、詐欺、背任、横領など職務関連犯罪が起こらないよう、特定の職員に権限が集中するような体制にならないようにしている。	2	0	-2
54	職権濫用、収賄、詐欺、背任、横領など職務関連犯罪が起こらないよう、定期的に業務の執行状況をチェックする仕組みを構築してある。	2	0	-2
55	職場内に現金、小切手、備品などの有価物がある場合、特定の職員のみが管理するのではなく、組織として複数の職員が相互チェックできる仕組みとなっている。	2	0	-2
56	コンプライアンス委員会の所掌事務を把握している。	2	1	0
57	不祥事件が発生した場合の処理手順を把握している。	2	1	-2
58	公益通報の仕組みを把握しており、部下職員に対し、適切な指導・助言ができる。	2	1	-2
59	不当要求行為が発生した場合の処理手順を把握しており、部下職員に対して適切な指導・助言ができる。	2	1	-2
60	働きかけがあった場合の処理手順を把握しており、部下職員に対して適切な指導・助言ができる。	2	1	-2
それぞれ合計してください。		□ / 34	□ / 14	□ / -22
トータル点数(すべてを合計してください。)		点		

コンプライアンスセルフチェックシート評価表

全職員チェックシート(1～43の合計点)

加点点数	評価
100点～91点	問題ありません。ただし、-5や-2の減点項目がある場合には、当該項目について、早急に改善し、必要な措置をしてください。
90点～81点	ほぼ問題ありません。いくつかの項目で対応に曖昧な部分が見受けられます。適切に対応してください。ただし、-5や-2の減点項目がある場合には、当該項目について、早急に改善し、必要な措置をしてください。
80点～71点	いくつかの項目で、法令違反、倫理上又は服務規程上違反行為が見られます。-5や-2の減点項目がある項目について、早急に改善してください。不明な点は、上司やコンプライアンス委員会事務局に相談し、必要な措置を実行してください。
70点以下	おおいに問題があります。法令違反、倫理上又は服務規程上違反行為等が多分に見られます。-5や-2の減点項目がある項目について、早急に改善が必要です。上司やコンプライアンス委員会事務局に相談し、ただちに改善や必要な措置を実行してください。

管理職チェックシート(44～60の合計点)

34点～31点	問題ありません。職場のコンプライアンスマネジメントがほぼできている状況です。今後もさらに維持継続してください。
30点～27点	ほぼ問題ありませんが、職場のリスク管理については、十分な注意が必要です。
26点～23点	コンプライアンス条例やマニュアルを確認し、管理職の役割を再確認してください。職場のリスク管理については、十分な注意が必要です。再度点検してください。
22点以下	おおいに問題があります。早急にコンプライアンス条例やマニュアルを確認し、管理職の役割を把握し、業務リスクをチェックする仕組み等を再確認し、改善してください。

提出用

三芳町コンプライアンス職員自主点検
(セルフチェックシート)

所属名 _____

連番1～43 のトータル点数	点
連番44～60 のトータル点数	点
トータル点数(すべての合計)	点

三芳町コンプライアンス 職員意識調査

本職員意識調査は、平成25年4月1日に施行された三芳町コンプライアンス条例の職員への浸透度を測り、今後の町のコンプライアンス体制構築のための基礎資料とするものです。全職員を対象に実施します。

各質問については、該当する番号に○をつけてください。

なお、回答につきましては統計的に処理し、各項目について、別途調査をするようなことはありませんので、正直に答えてください。

質問1:コンプライアンス条例の存在を知っていますか。

- ① 条例の存在、目的、趣旨、内容等について、ほぼ理解している。
- ② 条例の存在、目的、趣旨、内容等については、おおよそ理解している。
- ③ 条例が存在することは知っているが、内容等についてはわからない。
- ④ 条例の存在については、知らない。

質問2:コンプライアンス条例に定められているコンプライアンス基本方針を知っていますか？

- ① 基本方針の内容について知っているし、当該方針に基づいて行動しようとしている。
- ② 基本方針の内容については、おおよそ理解している。
- ③ 基本方針が存在することは知っているが、内容は知らない(覚えていない)。
- ④ 基本方針の存在については、知らない。

質問3:コンプライアンス条例に定められている職員の倫理原則を知っていますか？

- ① 倫理原則の内容を知っているし、当該原則を守っている(守ろうとしている)。
- ② 倫理原則の内容については、おおよそ理解している。
- ③ 倫理原則の存在については知っているが、内容は知らない(覚えていない)。
- ④ 倫理原則の存在については、知らない。

質問4:コンプライアンス条例に定められている職員の倫理規程を知っていますか。

- ① 倫理規程の内容を知っているし、当該規程を守っている(守ろうとしている)。
- ② 倫理規程の内容については、おおよそ理解している。
- ③ 倫理規程の存在については知っているが、内容は知らない(覚えていない)。
- ④ 倫理規程の存在については、知らない。

質問5:コンプライアンス条例に定められている職員の行動原則を知っていますか？

- ① 行動原則の内容を知っているし、当該原則に基づいて行動している(行動しようとしている)。
- ② 行動原則の内容については、おおよそ理解している。
- ③ 行動原則の存在については知っているが、内容は知らない(覚えていない)。
- ④ 行動原則の存在については、知らない。

<質問6については管理職のみ回答>

質問6:コンプライアンス条例に定められている管理監督者の責務を知っていますか。

- ① 責務規定の内容を知っているし、当該規定に基づいて業務をしている(しようとしている)。
- ② 責務規定の内容については、おおよそ理解している。
- ③ 責務規定の存在については知っているが、内容は知らない(覚えていない)。
- ④ 責務規定の存在については、知らない。

質問7:コンプライアンス手引書を知っていますか？

- ① 手引書の内容を知っているし、それに基づいて対処している(しようとしている)。
- ② 手引書の存在を知っているので、その都度、手引書を見て、対処すればよいと考えている。
- ③ 手引書の存在は知っているが、必要はないと思う。
- ④ 手引書の存在については、知らない。

質問8:コンプライアンス委員会の存在を知っていますか？

- ① 委員会の構成や所掌事務について、把握している。
- ② 委員会が何のために存在するのか、おおよそ理解している。
- ③ 委員会の存在は、知っている。
- ④ 委員会の存在については、知らない。

質問9:コンプライアンス条例に定める不祥事件の内容について知っていますか。

- ① 規則も含めて、職員の不祥事件にあたる内容を把握している。
- ② 不祥事件となるおおよその事件の内容を理解している。
- ③ 不祥事件が条例に定められていることは知っているが、内容までは把握していない。
- ④ 不祥事件が条例に定められていることは、知らない。

質問10:不祥事件が発生した場合の対応マニュアルについて知っていますか？

- ① 対応マニュアルの内容を把握している。
- ② 対応マニュアルのおおよその内容は把握しているので、問題が発生したら調べて対応する。
- ③ 対応マニュアルの存在は知っているが、内容までは把握していない。
- ④ 対応マニュアルの存在は、知らない。

質問11:コンプライアンス条例に定められている公益通報制度の内容について知っていますか？

- ① 公益通報制度の対象、内容、通報先、方法等を把握している。
- ② 公益通報制度のおおよその内容は把握しているので、問題が発生したら調べればよい。
- ③ 公益通報制度の存在は知っているが、内容については知らない。
- ④ 公益通報制度は、知らない。

質問12:不祥事件等が発生した場合、公益通報制度を利用しようと思いませんか？(利用した又は利用しなかったことがある場合を含む。)

- ① 利用する(した)。
- ② 利用しない(しなかった)。
- ③ わからない。

<質問13については質問12において②と回答した方のみ回答>

質問13:公益通報制度を利用しない(しなかった)理由は何ですか？

(複数回答可)

- ① 通報先や書式など通報の仕方が分からない。
- ② 公益通報にあたる内容かどうか分からない。
- ③ 通報した者の秘密が守られるのか不安である。
- ④ 通報したら不利益な扱いを受けるのではないかと不安である。
- ⑤ 通報してもきちんと調査してもらえないと思う。
- ⑥ 通報するとかえって問題が大きくなると思う。
- ⑦ その他()

質問14:公益通報をコンプライアンス委員に直接できること、また、通報によって不利益を受けない制度があることを知っていますか。

- ① 両方とも知っている。
- ② コンプライアンス委員に通報できることは知っている。
- ③ 不利益を受けない制度があることは知っている。
- ④ 両方とも知らない。

質問15:コンプライアンス条例に定める不当要求行為について知っていますか？

- ① 不当要求行為の内容や対応の仕方を知っている。
- ② 不当要求行為が何たるかは、だいたい理解している。
- ③ 不当要求行為という言葉は知っている。
- ④ 不当要求行為については、知らない。

質問16:直近1年間で職務を遂行している上で、不当要求行為を受けたことがありますか？

- ① 不当要求行為を受けたことがある。
- ② 不当要求行為を受けたことがない。
- ③ わからない。

<質問17については質問16において①と回答した方のみ回答>

質問17:不当要求行為を受けた時に、どのように対応しましたか？

- ① 上司に報告し、対策委員会や任命権者等の指示に従って対応した。
- ②(上司に報告し,)担当課で対応した。
- ③(上司に報告し,)担当係で対応した。
- ④ 誰にも報告せず、個人的に対応した。
- ⑤ その他()

質問18:直近1年間で、「三芳町職員のハラスメントの防止に関する規程」に規定されているハラスメントを受けたことがありますか？(複数回答可)

- ① セクシャル・ハラスメントを受けたことがある。
- ② パワー・ハラスメントを受けたことがある。
- ③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを受けたことがある。
- ④ 性的指向・性自認に関するハラスメントを受けたことがある。
- ⑤ 上記のハラスメントを受けたことがない。

<質問19については質問18において①～④と回答した方のみ>
質問19:ハラスメントを受けたのは誰からですか？

- ① セクシャル・ハラスメント
A 職員から B 議員から C その他
- ② パワー・ハラスメント
A 職員から B 議員から C その他
- ③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
A 職員から B 議員から C その他
- ④ 性的指向・性自認に関するハラスメント
A 職員から B 議員から C その他

<質問20については質問18において①～④と回答した方のみ>
質問20:ハラスメントを受けたときにどのように対応しましたか？

- ① コンプライアンス委員に通報した。
- ② ハラスメント防止推進委員に相談した。
- ③ ①、②以外の人、窓口相談した。
- ④ 何もしなかった。
- ⑤ その他()

<質問21については質問20において④と回答した方のみ>
質問21:何もしなかった理由を記入してください。

質問22:三芳町コンプライアンス条例に定める働きかけについて知っていますか？

- ① 働きかけの内容や対応の仕方を知っている。
- ② 働きかけが何たるかは、だいたい理解している。
- ③ 働きかけという言葉は知っている。
- ④ 働きかけについては、知らない。

質問23:直近1年間で、職務を遂行している上で、働きかけを受けたことがありますか？

- ① 働きかけを受けたことがある。
- ② 働きかけを受けたことが無い。
- ③ わからない。

<質問24 については質問23において①と回答した方のみ回答>

質問24:働きかけを受けた時に、どのように対応しましたか？

- ① 速やかに内容を記録、上司に報告し、指示に従って対応した。
- ② 上司に口頭で報告し、指示に従った。
- ③ 誰にも報告せず、個人的に対応した。
- ④ 無視した。
- ⑤ その他()

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

提出用

コンプライアンス職員意識調査報告書

所属名()

番号、アルファベットに○をつけてください。(その他の場合は、記入して下さい。)

質問1	①	②	③	④		
質問2	①	②	③	④		
質問3	①	②	③	④		
質問4	①	②	③	④		
質問5	①	②	③	④		
質問6	①	②	③	④		
質問7	①	②	③	④		
質問8	①	②	③	④		
質問9	①	②	③	④		
質問10	①	②	③	④		
質問11	①	②	③	④		
質問12	①	②	③			
質問13 (複数可)	①	②	③	④	⑤	⑥
	⑦()					
質問14	①	②	③	④		
質問15	①	②	③	④		
質問16	①	②	③			
質問17	①	②	③	④		
	⑤()					
質問18	①	②	③	④	⑤	
質問19	①	A	B	C		
	②	A	B	C		
	③	A	B	C		
	④	A	B	C		
質問20	①	②	③	④		
	⑤()					
質問21						
質問22	①	②	③	④		
質問23	①	②	③			
質問24	①	②	③	④		
	⑤()					

